

■ 税務システム標準化 業務フロー作成リスト

業務名： 軽自動車税

業務フロー			業務プロセス概要	備考	構成員回答集約	対応方針	1. 車両情報管理（当初・税額変更）		2. 当初課税	3. 税額変更		4. 交付				5. 返戻・公示	6. 照会		7. 調定・統計		8. 検索	9. その他		
ID	大分類	小分類					1.1. 車両台帳管理	1.2. 異動情報登録処理	1.3. J-LIS連携	1.4. 異動履歴管理	2.1. 当初課税処理	3.1. 税額変更申告受付処理	3.2. 減免処理	3.3. 税額変更処理	3.4. その他税額変更処理	4.1. 納税通知発行	4.2. 各種通知発行	4.3. 証明書発行	4.4. 発行管理	5.1. 返戻・公示処理	6.1. 物件照会	6.2. 収納状況照会	7.1. 調定処理	7.2. 統計
5	変更登録処理（車両情報管理）	その他軽自動車（申告書）	申告書受領→確認→登録		【I市意見】 フロー上の記載で「軽自動車税種別割申告（報告）書」を「軽自動車税（種別割）申告（報告）書」に修正していただければと思います。	ご指摘の通り修正させていただきます。 →フローの修正		●		▲												▲		
6	廃車登録処理（車両情報管理）	原付・小型特殊（自市町村交付の標識）	申告受付→確認→登録→廃車申告受付書発行		【D市】 オプションである4.3.4の機能を使う場合、「登録」と「廃車申告受付書発行」が並行しますが、通常のパターンでは無いということで記載しないならば問題ありません。	機能要件4.3.4は業務フローに紐づけていない認識ですが、現状の書きぶりでは分かりにくいため表現を見直します。		●		▲					●	▲						▲		
7	廃車登録処理（車両情報管理）	原付・小型特殊（他市町村交付の標識）	申告受付→確認（標識有かどうか）→登録→廃車申告受付書/標識交付証明書発行→課税物件異動通知発行	他市町村標識の廃車受付可否（料金有無や廃車のみを可するか等）については各自治体のルールに則るものとする	【D市】 おそらくほとんどの自治体が行っていると思うのですが、申告受付後、確認の際に登録市町村に架電して申告内容と登録情報が合致するかを照会し、合致した場合のみ受け付けます。課税物件移動通知と共に取り扱いを標準化するようであれば記載していただけたらと思います。 【I市意見（※フロー図の書き込みから転記）】 最後のタスクで、標識発行元自治体へ送付する標票について、軽自動車税（種別割）廃車申告書は不要ではないか。	・架電のタスクについて 全団体に架電確認を求める表現とすることは避けたいため、「対象車両確認」のタスクを廃車申告受付書/標識交付証明書発行と課税物件異動通知発行の間に追加し、架電確認はそちらに含める対応とさせていただきます。 ・廃車申告書の記載について 基本的に課税物件異動通知書があれば問題ないかと思いますが、当該標票は削除します。		●		▲				●	●	▲								
11	申告適否確認	軽自動車検査情報取込	検査情報取込→対象車両特定→不一致項目抽出・確認→更新		【K市】 新規登録の場合でシステムに車両台帳が作成されていない場合も、そのまま取り込めるか。	機能要件1.3.8と1.3.9に記載の通り、検査情報のうち新規登録分も取込みを行い、必要に応じてシステムの車両情報へ反映させる想定です。				●	▲													
12	当初課税	当初課税/納税通知	課税対象抽出→税額計算→調定→納税通知書発行		【D市】 当市では当初課税後に減免処理を行い、減免分を除いた納税通知書を発行しますが、このフローだとそれができないように感じます。 他団体でもこのような運用は想定されると思うので、「調定→確認→納税通知書発行」として、なんらかの作業が入る余地を作っているかどうかと思います。	4.1.1の機能で、納税通知書発行のタイミングで減免対象者を除外する条件を設けているためご意見にあった処理も対応可能と考えます。						●				▲				●			▲	
13	税額変更	減免の申告案内	減免対象者抽出→減免申請書発行・送付		【I市】 最後のタスクで、「発行して終了16へ続く」は「発行して終了14へ続く」ではないでしょうか。	ご指摘の通り修正させていただきます。						●										▲		
14	税額変更	減免の申告受付/審査	申告受付→審査→登録→減免決定通知書発行		【B市】 「4.2 各種通知発行」（減免決定通知書発行）の利用も想定される。	ご指摘の通り、右表の4.2.の欄に●（フロー上該当機能の利用が想定される）を追加させていただきます。						●			●							▲		
15	税額変更	随時課税・課税取消等の申告受付/審査	申告受付→確認→登録		【I市】 最後のタスクで、「終了18へ続く」は「終了16へ続く」ではないでしょうか。	ご指摘の通り修正させていただきます。						●										▲		
17	返戻・公示	返戻管理・公示送達	返戻情報登録→調査（住民票照会等）→納税通知書等再送or公示送達		【D市】 返戻管理には納税通知書だけでなく督促状やその他通知書も含まれる想定のため、「納税通知書等再送or公示送達」としてはどうでしょうか。 ・納税通知書等再送のタスクから発行される標票名称が納税通知書となっているが、納税通知書ではないでしょうか。 ・交付して終了のタスクから郵送される標票について、その他通知書等も必要ではないでしょうか。	ご指摘の通り、プロセス概要を「納税通知書等再送or公示送達」の記載に修正させていただきます。 また、業務フロー内の納税通知書についても納税通知書等に修正させていただきます。基本的には納税通知書が返戻管理の対象になるため、「その他通知書」の文言は「納税通知書等」で一本化したいと思います。											●							